

きずな通信

2020.9月 No.185

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな

雇調金の申請期間が延長されました

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

雇用調整助成金とは、事業主が労働者に休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度です。今回の新型コロナウイルスの影響を受け、3月～現在まで申請している事業所様もいらっしゃいます。新型コロナウイルスによる特例措置期間が9月までの予定でしたが、12月末までに延長されました。

最低賃金について

宮崎では、
790円⇒793円になります。最短で10月3日から適用される見通しです！

社会保険加入の事業所様へ

社会保険の算定基礎届の決定通知書が順次届いています。社会保険料の算定で等級が変更になる方もいらっしゃいます。保険料のお知らせを随時発送しておりますので、ご確認を宜しくお願い致します。9月分の保険料より変更になりますので、10月に支給される給与より変更をお願い致します。

こんなどきどうする！！



○重大な業務災害が発生したとき

重大な業務災害等が発生した場合、発見者は、まずは落ち着いて被災労働者を救護します。このとき慌てて駆けつけ、2次災害を発生させないようにくれぐれも注意します。場合によっては周囲に助けを求めて応急措置を行い、救急要請をして被災労働者を医療機関へ搬送します。救急車の到着を待っている間に、会社へ連絡して被災労働者の負傷状況、事故の状況などを説明します。応援が必要な場合は、会社に連絡した際に依頼します。また、死亡災害、重大災害、障害が残る災害、休業を要する災害の場合には、労働基準監督署や警察署に即時通報し、連絡が済んだら、後の災害調査のために災害現場を保存します。常に2次災害を発生させないように意識して行動し、危険個所の立ち入り禁止措置や、場合によっては作業中止命令または避難命令を出す必要があります。

業務災害については、労働基準監督署の現場検証や事情聴取への対応が必要となります。同時に、業務上過失致死傷であるため、警察の調査への立ち会いなども必要です。さらに、会社としては、再発防止策の検討と実施が必要となります。具体的には、設備や道具の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などを行うこととなります。

※被災労働者の家族への連絡の際に注意すること

被災労働者の家族へ連絡する場合には、次のことを伝えます。

- ① 被災労働者の負傷状況
- ② 搬送先の病院の場所、連絡先、交通手段
- ③ 付き添っている従業員の氏名
- ④ 会社の担当者と連絡先



また、ショックを受けている被災労働者のご家族に配慮するために、最寄りの駅や病院の出入り口で到着を待つなどの対応も必要です。

※もしものときのために

業務災害が発生したとき慌てないために、消防や救急、労働基準監督署、警察署の連絡先、労働者の家族の連絡先等を把握しておきましょう。

※ 台風10号の影響により9月7日(月)は事務所をお休みさせていただきます。